

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
<p>第1の1 基本方針 〈法第115条の23 第1項〉</p>	<p>□ 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われているか。◆平18厚令37第1条の2第1項</p> <p>□ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行っているか。◆平18厚令37第1条の2第2項</p> <p>□ 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう公正中立に行っているか。◆平18厚令37第1条の2第3項</p> <p>□ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法第20条7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めているか。◆平18厚令37第1条の2第4項</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか。</p> <p>※点検月の利用者数 年 月： 人</p>
<p>第1の2 人権の擁護及び虐待の防止</p>	<p>□ 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修その他の措置を講じることよう努めているか。 ◆平26市条例25第2条第1項</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>責任者等体制【有・無】 研修等実施【有・無】</p>
<p>第1の3 暴力団の排除</p>	<p>□ 指定介護予防支援事業者は、福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に掲げる暴力団の支配及び影響を排除するために次の各号を遵守しているか。◆平26市条例25第2条第2項</p> <p>(1) 管理者及び従業者は、暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団員でないこと。</p> <p>(2) 事業運営において、暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員等の支配を受けないこと。</p>	<p>適 ・ 否</p>	
<p>第2 人員に関する基準 〈法第115条の24 第1項〉 1 従業者</p>	<p>□ 当該指定に係る事業所ごとに、1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置いているか。 ◆平18厚令37第2条</p> <p>□ 担当職員は、次のいずれかの要件を満たす者であって、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者を充てているか。</p> <p>① 保健師 ② 介護支援専門員 ③ 社会福祉士 ④ 経験ある看護師 ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事</p> <p>なお、担当職員は、上記の要件を満たす者であれば、当該介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職員等と兼務して差し支えないものであり、また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者については、上記の要件を満たしていなくても差し支えないものである。◆平18厚令37第2条</p> <p>◎ 「担当職員」は1以上の員数の担当職員を置かなければならないこととされているが、介護予防支援事業者は、担当する区域の状況を踏まえ、必要な担当職員を配置するか、あるいは指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託することにより、適切に業務を行えるよう体制を整備する必要があることを示しているものである。</p> <p>なお、基準においては、配置する職員について常勤又は専従等の要件を付していないが、指定介護予防支援事業者の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、担当職員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、当該事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>介護支援専門員を配置した場合や離職した場合、変更した日から10日以内に、高齢者福祉課に変更届を提出しているか。</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>者等を通じ、利用者が適切に担当職員に連絡が取れるなど利用者の支援に支障が生じないよう体制を整えておく必要がある。</p> <p>また担当職員が非常勤の場合や他の事業と兼務している場合にも、介護予防支援の業務については、介護予防支援事業者の指揮監督に基づいて適切に実施するよう留意しなければならない。</p> <p>◆平18解釈通知第2の2(1)</p> <p>◎ 用語の定義 ◆平18解釈通知第2の2(3)</p> <p>①「常勤」</p> <p>当該事業所における勤務時間（当該事業所において、指定介護予防支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。</p> <p>H27.4.1Q&A 問2 問 育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者がいる場合、常勤換算方法による人員要件についての計算方法は。 → 常勤換算方法については、従前どおりであり、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者の有無は問題にならない。</p> <p>②「専らその職務に従事する」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。</p> <p>③「事業所」</p> <p>事業所とは、担当職員が介護予防支援を行う本拠であり、具体的には管理者がサービスの利用申込の調整等を行い、介護予防支援に必要な利用者ごとに作成する帳簿類を保管し、利用者との面接相談に必要な設備及び備品を備える場所であり、当該指定に係る地域包括支援センターの他の業務と兼ねることができる。</p> <p>H18改定関係Q&A Vol.2 問14（職員の兼務） 介護予防支援業務の担当職員については、必ずしも常勤である必要はなく、業務に支障のない範囲で、他の事業所の業務と兼務することも可能である。</p> <p>H18改定関係Q&A Vol.2 問13 （介護予防支援の担当件数の標準） 人員基準上「必要な数」とされており、特に具体的な担当職員1人当たりの担当件数は示していないが、業務に支障がない人員を配置することが必要である。 ※ なお、介護予防支援の人員基準は、地域包括支援センターの設置基準で定められた3職種とは別に定められているものであり、3職種との兼務は可能であるが、介護予防支援の業務に支障のない人員を配置することが求められる。</p> <p>H18改定関係Q&A Vol.2 問19 （保健師による介護予防サービス計画のチェックの要否） 介護予防支援業務の実施に当たっては、給付管理業務のような事務的な部分を除き、担当職員が対応しなければならない。その業務の実施に当たっては、指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターにおいてチームとして対応することを原則とするが、必ずしも保健師によるチェックなどを要するものではない。</p>		
2 管理者	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。◆平18厚令37第3条第1項</p>	適	氏名： ()

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>□ 管理者は専らその職務に従事する者でなければならない。ただし指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。◆平18厚令37第3条第2項</p> <p>◎ 指定介護予防支援事業所に置くべき管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないが、介護予防支援の業務又は当該指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの業務に従事する場合はこの限りではないこととされている。</p> <p>指定介護予防支援事業所の管理者は、指定介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの業務を兼務して、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ利用者が適切に管理者に連絡がとれる体制にしておく必要がある。</p> <p>◆平18解釈通知第2の2(2)</p> <p>H27.4.1Q&A 問3 問 事業所の管理者についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象者となるのか。 → 労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてよい。なお、管理監督者については、同法の解釈として労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきとされている。このため、職場で「管理職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第1項の措置とは別に、同項の所定の労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。</p> <p>H18改定関係Q&A Vol.2 問18（管理者の兼務） 介護予防支援事業所の管理者は、原則として専任でなければならない。ただし、当該指定介護予防支援事業所の介護予防支援業務、当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの業務に限って、介護予防支援事業所の管理に支障がない場合には、兼務可能である。したがって他の事業所の管理者との兼務をすることはできない。</p>	否	<p>職種：（ ） 兼務する職：（ ）</p> <p>管理者を変更した場合、変更した日から10日以内に高齢者福祉課に変更届出書を提出しているか。</p>
<p>第3 運営に関する基準 <法第115条の24第2項> 1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>□ 指定介護予防支援のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。◆平18厚令37第4条第1項</p> <p>□ 指定介護予防支援のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ指定介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。 ◆平18厚令37第4条第2項</p> <p>□ 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。◆平18厚令37第4条第3項</p> <p>◎ 指定介護予防支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝える</p>	適・否	<p>最新の重要事項説明書で内容確認 利用申込者の署名等があるもので現物確認</p> <p>★苦情申立窓口以下に記載の漏れがないか □福知山市役所（高齢者福祉課） □国民健康保険団体連合会</p> <p>★運営規程と不整合ないか。 □職員の員数 □営業日・営業時間 □担当地域</p> <p>★病院又は診療所へ入院した際、担当職員の氏</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>よう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要がある。なお、より実効性を高めるため、日頃から担当職員の連絡先などを介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。 ◆平18解釈通知第2の3(1)</p> <p>◎ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業所は、当該文書を交付したものとみなす。 ◆平18厚令37第4条第4項</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の回覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>◎ 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ◆平18厚令37第4条第5項</p> <p>◎ 「電子情報処理組織」とは指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ◆平18厚令37第4条第6項</p> <p>◎ 指定介護予防支援事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を受けなければならない。 ◆平18厚令37第4条第7項</p> <p>一 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>◎ 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたくない旨の申し出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。 ◆平18厚令37第4条第8項</p>		<p>名・連絡先を伝える手段の確認。</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p><input type="checkbox"/> 正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んでいないか。 ◆平18厚令37第5条</p> <p>◎ サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合等である。 ◆平18解釈通知第2の3(2)</p> <p>① 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>② 利用申込者が他の指定介護予防支援事業者にも併せて指定介護予防の依頼を行っていることが明らかな場合</p>	<p>適・否</p>	<p>事例【有・無】あればその理由</p>
<p>3 サービス提</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者の通常の事業の実施地域（当該指定介護予</p>	<p>適</p>	<p>事例【有・無】</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
供困難時の対応	防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勧告し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。◆平18厚令37第6条	・ 否	あればその理由
4 受給資格等の確認	□ 指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。◆平18厚令37第7条	適・ 否	
5 要支援認定の申請に係る援助	<p>□ 被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。◆平18厚令37第8条第1項</p> <p>□ 指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。◆平18厚令37第8条第2項</p> <p>□ 要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前には、なされるよう、必要な援助を行っているか。◆平18厚令37第8条第3項</p> <p><i>H18 改定関係Q&A Vol.2 問37</i> 月の途中で要支援から要介護に変更となり事業所が変更となった場合には、介護支援業務を行う主体が地域包括支援センターたる介護予防支援事業者から居宅介護支援事業者に移るため、担当する事業者が変更になるが、この場合には、月末に担当した事業所（（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）が給付管理票を作成し、提出することとし、居宅介護支援費を併せて請求するものとする。 また逆の場合は、月末に担当した地域包括支援センターたる介護予防支援事業者が給付管理票を作成、提出し、介護予防支援費を請求するものとする。</p>	適・ 否	
6 身分を証する書類の携行	<p>□ 指定介護予防支援事業者は、担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。◆平18厚令37第9条</p> <p>□ 証書等には、指定介護予防支援事業所の名称、当該担当職員の氏名の記載があるか（職能の記載、写真の貼付は努力義務） ◆平18解釈通知第2の3（4）</p>	適・ 否	実物を確認
7 利用料等の受領	<p>□ 指定介護予防支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。◆平18厚令37第10条</p> <p>◎ 上記は、利用者間の公平及び利用者保護の観点から、保険給付がいわゆる償還払いとなる場合と、保険給付が利用者に代わり指定介護予防支援事業者を支払われる場合（以下「代理受領がなされる場合」という。）の間で、一方の経費が他方へ転嫁等されないことがないように、償還払いの場合の指定介護予防支援の利用料の額と、介護予防サービス計画費の額（要するに、代理受領がなされる場合の指定介護予防支援に係る費用の額）との間に、不合理な差額を設けてはならないこととするとともに、これによって、償還払いの場合であっても原則として利用者負担が生じないこととする趣旨である。◆平18解釈通知第2の3（5）</p>	適・ 否	
8 保険給付の請求のための証明書の交付	□ 提供した指定介護予防支援について、利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。◆平18厚令37第11条	適・ 否	償還払い事例【有・無】あれば控え又は様式確認
9 指定介護予防支援の業務の委託	<p>□ 指定介護予防支援の一部を委託する場合は、以下の各号に掲げる事項を遵守しているか。◆平18厚令37第12条</p> <p>一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。</p> <p>二 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。</p>	適・ 否	★委託契約を締結している居宅介護支援事業者に対して、要支援者ごとに文書で介護予防支援の実施を依頼している

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>三 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。</p> <p>四 委託する居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が第1の基本方針、第2の人員に関する基準及び第4の介護予防のための効果的な支援の方法の規定を遵守するよう措置させなければならない。</p> <p>◎ 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する居宅介護支援事業者は、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要がある。◆平18解職通知第2の3(7)③</p> <p>◎ 委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は介護予防支援事業者である。指定介護予防支援事業者は、委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画原案を作成した際には、当該介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、委託を受けた指定居宅介護支援事業者が評価を行った際には、当該評価の内容について確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行うことが必要である。</p> <p>また、指定介護予防支援事業者は、委託を行った指定居宅介護支援事業所との関係等について利用者に誤解のないよう説明しなければならない。◆平18解職通知第2の3(7)③</p> <p>H18改定関係Q&A Vol.2 問20 介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託した場合の同意は、保健師が行う必要はなく、担当職員によるもので差し支えないが、チームとしての対応、意見決定は必要である。</p>		<p>るか。 【はい・いいえ】</p> <p>★委託した居宅介護支援事業者が利用者の居宅を訪問してアセスメントやモニタリングを実施する際に、必要に応じて同行訪問しているか。 【はい・いいえ】</p> <p>★委託を受けた指定居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画原案の確認 【している・していない】</p> <p>★サービス担当者会議に同席するよう努めているか。 【はい・いいえ】</p> <p>★介護予防サービスの評価の確認 【している・していない】</p>
<p>10 法定代理受領サービスに係る報告</p>	<p><input type="checkbox"/> 毎月、市又は国民健康保険団体連合会に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。◆平18厚令37第13条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市又は国民健康保険団体連合会に対して提出しているか。◆平18厚令37第13条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>給付管理票</p>
<p>11 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付</p>	<p><input type="checkbox"/> 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。◆平18厚令37第14条</p>	<p>適・否</p>	<p>事例【有・無】</p>
<p>12 利用者に関する市町村への通知</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。◆平18厚令37第15条</p> <p>一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適・否</p>	<p>事例【有・無】 (→要記録保存)</p>
<p>13 管理者の責務</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。◆平18厚令37第16条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に本主眼事項第3「運営に関する基準」の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。◆平18厚令37第16条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>管理者が状況を把握できているか（質問に答えられるか）</p>
<p>14 運営規程</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。◆平18厚令37第17条</p>	<p>適・</p>	<p>変更ある場合、変更届提出済みか</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 職員の職種、員数及び職務内容</p> <p>◎ 担当職員その他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載すること。◆平18解職通知第2の3(11)①</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>◎ 利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載すること。◆平18解職通知第2の3(11)②</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>◎ 客観的にその区域が特定されるものとする。◆平18解職通知第2の3(11)③</p> <p>カ その他運営に関する重要事項</p>	否	<p>□担当地域(学区)記載はあるか</p> <p>★重要事項説明書と不整合ないか</p> <p>□職員の員数</p> <p>□営業日・営業時間</p> <p>□担当地域</p>
15 勤務体制の確保	<p>□ 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。◆平18厚令37第18条第1項</p> <p>◎ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。◆平18解職通知第2の3(12)①</p> <p>□ 事業所ごとに、当該事業所の担当職員に指定介護予防支援の業務を提供させているか。 ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。◆平18厚令37第18条第2項</p> <p>□ 介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。◆平18厚令37第18条第3項</p>	適・否	<p>実際に使用中の勤務表確認</p> <p>研修実施状況(内部・外部)</p>
16 設備及び備品等	<p>□ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。◆平18厚令37第19条</p> <p>◎ 事業の運営を行うために、必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、業務に支障がないときは、地域包括支援センターが行う他の事業を行うための区画や事務室が同一のものであっても差し支えない。◆平18解職通知第2の3(13)①</p> <p>□ 相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。 相談を受ける場所は、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造となっているか。◆平18解職通知第2の3(13)②</p> <p>H18改定関係Q&A Vol.2 問21 (地域包括支援センターとは別の場所の執務室、業務実施) 職員配置の都合上、執務スペースを一体とすることが不可能な場合、当面分離することはやむを得ないが、その場合についても、 ① 相互に連絡・調整を密に行い、地域包括支援センターとしての業務の組織的・一体的な実施に、支障がないものであること ② 可能な限り速やかに、一体的に実施できる執務スペースを確保することが必要である。 ※ なお、介護予防支援の担当職員の執務スペースを、例えば、居宅介護支援事業所内に置いて、居宅介護支援業務と混然一体で実施することは認められない。</p>	適・否	
17 従業者の健康管理	<p>□ 担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。◆平18厚令37第20条</p>	適・否	
18 掲示	<p>□ 当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆平18厚令37第21条</p>	適・否	<p>掲示でない場合、代替方法確認 苦情対応方法も掲示あるか(窓口として福知山市役所・国保連の記載あるか)</p>
19 秘密保持	<p>□ 当該事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◆平18厚令37第22条第1項</p>	適・否	<p>従業者への周知方法 就業規則等確認</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>□ 担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。◆平18厚令37第22条第2項</p> <p>◎ 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持する旨を従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこと。◆平18解職通知第2の3(15)②</p> <p>※ 予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。</p> <p>□ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。◆平18厚令37第22条第3項</p> <p>◎ 介護予防支援においては、特にサービス担当者会議に、介護予防サービス事業者、主治医のほか地域において利用者を支援する取組を行う住民等の様々な関係者が参加する機会が多くなるのが想定されるが、用いられた個人情報が正当な理由がなく目的外に使用されないよう、例えば法令上の守秘義務がない者に対しては、個人情報を適切に取り扱う旨に同意する文書を提出してもらうなど、利用者の個人情報等に係る保護に留意する必要がある。◆平18解職通知第2の3(15)③</p>		<p>措置内容確認</p> <p>同意文書確認</p>
20 広告	<p>□ 当該事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。◆平18厚令37第23条</p>	適・否	広告【有・無】あれば内容確認
21 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	<p>□ 指定介護予防支援事業者及び当該事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。◆平18厚令37第24条第1項</p> <p>◎ 指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターにおいては、地域包括支援センター運営協議会が設けられ、介護予防支援の事業を含め地域包括支援センターが行う事業の公正かつ中立な運営を確保するために関わることから、当該基準の規定が遵守されているか適宜把握する必要がある。◆平18解職通知第2の3(16)</p> <p>◎ 介護予防支援費の加算を得るために、支援すべき総合的な課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付ける旨の指示等を行ってはならない。◆平18解職通知第2の3(16)①</p> <p>□ 当該事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。◆平18厚令37第24条第2項</p> <p>◎ 介護予防支援費の加算を得るために、支援すべき総合的な課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けることがあってはならない。◆平18解職通知第2の3(16)②</p> <p>□ 当該事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。◆平18厚令37第24条第3項</p>	適・否	
22 苦情処理	<p>□ 自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。◆平18厚令37第25条第1項</p> <p>◎ 具体的には、利用者又はその家族、指定介護予防サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければならない。◆平18解職通知第2の3(17)①</p> <p>□ 上記の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。◆平18厚令37第25条第2項</p> <p>◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。◆平18解職通知第2の3(17)②</p>	適・否	<p>マニュアル【有・無】一次窓口確認</p> <p>事例を記録で確認（→要記録保存）あれば処理結果確認</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p><input type="checkbox"/> 自ら提供したサービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平18厚令37第25条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 市からの求めがあった場合には、上記改善の内容を市に報告しているか。◆平18厚令37第25条第4項</p> <p><input type="checkbox"/> 自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。◆平18厚令37第25条第5項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力しているか。 また、自ら提供したサービスに関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平18厚令37第25条第6項</p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ◆平18厚令37第25条第7項</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに事業所に掲示しているか。◆平18解釈通知第2の3(17)④</p>		<p>事例【有・無】 直近事例 (年 月)</p> <p>事例【有・無】 直近事例 (年 月)</p> <p>重要事項説明書確認 掲示内容を確認</p>
23 事故発生時の対応	<p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。◆平18厚令37第26条第1項</p> <p>◎ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。◆平18解釈通知第2の3(18)①</p> <p><input type="checkbox"/> 上記事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。 ◆平18厚令37第26条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。 ◆平11厚令38第27条第3項</p> <p>◎ 損害賠償保険に加入しておくか又は賠償資力を有することが望ましい。◆平18解釈通知第2の3(18)②</p> <p><input type="checkbox"/> 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。◆平18解釈通知第2の3(18)③</p>	適・否	<p>マニュアル【有・無】 従業者への周知方法</p> <p>事例確認 (→要記録保存)</p> <p>賠償保険加入【有・無】 保険名：</p>
24 会計の区分	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。◆平18厚令37第27条</p> <p>◎ 具体的な会計処理の方法については、別に通知するところによるものである。◆平18解釈通知第2の3(19)。</p> <p>※ 「介護保健・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計の取扱いについて」（平24老高発0329第1号）</p> <p>※ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平13老振発第18条）</p> <p>※ 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平12老計第8号）</p>	適・否	
25 記録の整備	<p><input type="checkbox"/> 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ◆平18厚令37第28条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する以下の記録を整</p>	適・否	<p>各項目で確認</p> <p>左記のアからオの記録</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>備し、その完結の日から2年間保存しているか。◆平18厚令37第28条第2項</p> <p>ア 本主眼事項第4の2の14に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>① 介護予防サービス計画</p> <p>② 主眼事項第4の2の7に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>③ 主眼事項第4の2の9に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>④ 本主眼事項第4の2の15に規定する評価の結果の記録</p> <p>⑤ 本主眼事項第4の2の16に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>ウ 本主眼事項第3の12「利用者に関する市町村への通知」に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 本主眼事項第3の22「苦情処理」に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 本主眼事項第3の23「事故発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p>		【有・無】
<p>第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 〈法第115条の23第1項〉</p> <p>1 指定居宅介護支援の基本取扱方針</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っているか。 ◆平18厚令37第29条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しているか。◆平18厚令37第29条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆法第115条の23第1項、平18厚令37第29条第3項</p>	適・否	自主点検【有・無】
<p>2 指定介護予防支援の具体的取扱方針</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。◆平18厚令37第30条第1号</p> <p>◎ 介護予防サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を保健師等の担当職員に担当させること。◆平18解釈通知第4の(1)①</p> <p>2 <input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。◆平18厚令37第30条第2号</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしているか。◆平18厚令37第30条第3号</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めているか。◆平18厚令37第30条第4号</p> <p>◎ 例えば、利用者本人の取組、家族が行う支援、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて介護予防サービスに位置付けることにより総合的な計画となるよう努めること。 ◆平18解釈通知第2の4(1)④</p> <p>H18老人保健事業及び介護予防事業に関するQ&A(その2)問26 (インフォーマルサービスのみ介護予防サービス計画) 介護予防給付の利用実績のない場合は、給付管理票を作成できない</p>	<p>※ 指定介護予防支援の方針は、本主眼事項第1「基本方針」及び前項「基本取扱方針」に基づき、以下に掲げるところによっているか。 ◆平18厚令37第30条</p>	適・否	<p>時期の偏重がないか 必要性に乏しいサービスがないか</p> <p>インフォーマルサービスの内容：例 配食等</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
5	<p>ため、介護予防支援費を算定することはできない。</p> <p>□ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス内容及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。◆平18厚令37第30条第5号</p> <p>◎ 利用者から介護予防サービス計画案の作成にあたって複数の指定介護予防サービス事業者の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、介護予防サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。したがって、特定の指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスに不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる介護予防サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない。</p> <p>◎ 例えば、集合住宅等において、特定の指定介護予防サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、介護予防サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定介護予防サービス事業者のみを介護予防サービス計画に位置付けるようなことはあってはならない。◆平18解釈通知第2の4(1)⑤</p>		<p>事業所の選定方法 利用者の選択を求めているか。 遠方の事業所がある場合、選定理由</p>
6	<p>□ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しているか。◆平18厚令37第30条第6号</p> <p>イ 運動及び移動 ロ 家庭生活を含む日常生活 ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション ニ 健康管理</p>		
7	<p>□ 担当職員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。 この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。◆平18厚令37第30条第7号</p> <p>◎ 利用者が入院中であるなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。◆平18解釈通知第2の4(1)⑦</p>		<p>記録があるか。 (→要記録保存)</p>
8	<p>□ 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しているか。◆平18厚令37第30条第8号</p> <p>◎ 介護予防サービス計画原案は、(中略)当該地域における指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等が提供される体制を勘案した上で実現可能なものとする必要がある。◆平18解釈通知第2の4(1)⑧</p> <p>◎ 計画原案には、目標、目標についての支援のポイント、当該ポイントを踏まえ、具体的に本人等のセルフケア、家族、インフォーマルサービス、介護保険サービス等により行われる支援の内容、これらの支援を行う期間等を明確に盛り込み、当該達成時期には、介護予防サービス計画及び各指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等の評価を行い得るようにすることが重要である。 ◆平18解釈通知第2の4(7)⑧</p>		<p>あくまで本人希望優先 (安易に家族希望のみ反映させないこと。)</p> <p>目標・支援内容・支援期間が記載されているか。</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
9	<p>□ 担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。</p> <p>◆平18厚令37第30条第9号</p> <p>◎ 「サービス担当者会議」とは、担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス担当者を招集して行う会議をいう。◆平18厚令37第30条第9号</p>		<p>やむを得ない理由がある場合を除き、<u>サービス事業者全員参加が必要</u></p> <p>やむを得ない理由の場合でも<u>意見照会が必要</u>（→要記録保存）</p> <p><要記録書類></p> <p>・担当者会議開催記録</p> <p>・意見照会結果記録等</p>
10	<p>□ 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>◆平18厚令37第30条第10号</p> <p>◎ 当該説明及び同意を要する介護予防サービス計画原案とは、いわゆる「介護予防サービス・支援計画書」に相当するものすべてが望ましいが、少なくとも「目標」「支援計画」「【本来自ら行うべき支援ができない場合】妥当な支援の実施に向けた方針」、<u>「総合的な方針：生活不活発病の改善・予防のポイント」欄に相当するものについては、説明及び同意を要するものである。</u>◆平18解職通知第2の4(1)㊟</p>		<p>やむを得ない理由の確認</p> <p>文書同意を確認</p> <p>原案全体についての同意を確認できるか。</p>
11	<p>□ 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。</p> <p>◆平18厚令37第30条第11号</p> <p>◎ 介護予防サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及びサービスの担当者に交付しなければならない。◆平18解職通知第2の4(1)㊟</p> <p>◎ 担当者に交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する介護予防サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。◆平18解職通知第2の4(1)㊟</p>		<p><u>交付したことが記録で確認できるか。</u></p> <p>全事業所担当者に交付</p> <p>・説明したことが記録で確認できるか。</p> <p>★特に変更時の交付漏れに注意</p>
12	<p>□ 担当職員は、基準第30条第12号（下記13参照）に基づき、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、介護予防サービス計画の提出を求めているか。</p> <p>◆平18厚令37第30条第12号</p> <p>◎ 居宅サービス計画と各担当者が自ら提供する介護予防サービス等の当該計画（以下「個別サービス計画」という。）との連動性を高め、介護予防支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要である。◆平18解職通知第2の4(1)㊟</p> <p>◎ サービス担当者会議の前に介護予防サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効である。◆平18解職通知第2の4(1)㊟</p>		<p>介護予防サービス計画案の内容を確認し、介護予防サービス担当者意識や情報の共有を図っているか。</p>
13	<p>□ 担当職員は、指定介護予防サービス事業者に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画等指定介護予防サービス計画等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状況等に関する報告を少なくとも月に1回、聴取しているか。</p> <p>◆平18厚令37第30条第13号</p> <p>◎ 利用者の課題分析（上記6）から介護予防サービス計画の利用者への交付（上記11）に掲げる一連の業務については、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものでない。</p> <p>ただし、その場合にあっても、個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて介護予防サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。</p> <p>◆平18解職通知第2の4(1)</p>		<p>介護予防サービス事業者から月1回の報告を聴取しているか。</p>
14	<p>□ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。</p>		<p>（→連絡調整の記録：要記録保存）</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
14の2	<p>るか。◆平18厚令37第30条第14号</p> <p>□ 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者にかかる情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供しているか。◆平18厚令37第30条第14号の2</p> <p>◎ 利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等により把握されることも多いことから、当該指定介護予防サービス事業者等の担当者と緊密な連携を図り、設定された目標との関係を踏まえて利用者の状況や課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備する必要がある。 ◆平18解釈通知第2の4(1)㉑</p> <p>◎ 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するに当たり有効な情報である。このため、指定介護予防支援の提供に当たり、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している ・ 薬の服用を拒絶している ・ 使い切らないうちに新たに薬が処方されている ・ 口臭や口腔内出血がある ・ 体重の増減が推測される見た目の変化がある ・ 食事量や食事回数に変化がある ・ 下痢や便秘が続いている ・ 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある ・ リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない <p>等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると担当職員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。 ◆平18解釈通知第2の4(1)㉑</p>		(→要記録保存)
15	<p>□ 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。 ◆平18厚令37第30条第15号</p>		
16	<p>□ 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、以下に定めるところにより行っているか。◆平18厚令37第30条第16号</p> <p>イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者宅を訪問し利用者に面接すること。</p> <p>ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ハ 少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>◎ 特段の事情とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり担当職員に起因する事情は含まれない。特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。 ◆平18解釈通知第2の4(1)㉑</p>		(→要記録保存) 利用者宅を訪問する月については、通所・通院時等居宅以外の面接不可 <u>訪問したことが支援経過等記録で確認できるか</u> 一件あたりの平均訪問時間 _____ 分
17	<p>□ 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求めているか。◆平18厚令37第30条第17号 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する</p>		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合</p> <p>ロ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>◎ ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の都合により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。◆平18解釈通知第2の4(1)㉑</p> <p>18 □ 第三号から第十三号までの規定は、第十四号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。◆平18厚令37第30条第18号</p> <p>19 □ 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。◆平18厚令37第30条第19号</p> <p>◎ 介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にし、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。 ◆平18解釈通知第2の4(1)㉑</p> <p>20 □ 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っているか。◆平18厚令37第30条第20号、平18解釈通知第2の4(1)㉑</p> <p>21 □ 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めているか。◆平18厚令37第30条第21号</p> <p>21の2 □ 利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しているか。 ◆平18厚令37第30条第21号の2</p> <p>22 □ 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行い、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。◆平18厚令37第30条第22号</p> <p>◎ 利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、担当職員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した介護予防サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付方法については、対面のほか、郵送やメール等によっても差し支えない。◆平18解釈通知第2の4(1)㉑</p> <p>23 □ 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。◆平18厚令37第40条第23号</p> <p>◎ 「要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、介護予防サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づ</p>		<p>主治医指示をどうやって確認しているか 指示があったことを記録で確認できるか</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
24	<p>き、適切な介護予防サービス計画を作成する必要がある。 ◆平18解職通知第2の4(1)㉔</p> <p>□ 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続してその必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しているか。◆平18厚令37第30条第24号、平18解職通知第2の4(1)㉔</p> <p>◎ 介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年厚生省告示第91号）別表第1の調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該利用者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）を市町村から入手しなければならない。 ただし、当該利用者がこれらの結果を担当職員へ提示することにより、あらかじめ同意していない場合については、当該利用者の調査票の写しを本人に情報開示させ、入手しなければならない。 ◆平18解職通知第2の4(1)㉔7</p> <p>◎ 当該利用者の調査票の写しを指定介護予防福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、調査票の写しの内容が確認できる文書を当該事業者へ送付しなければならない。 ◆平18解職通知第2の4(1)㉔1</p> <p>◎ 当該利用者が「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の第2の11(2)①ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同i)からiii)までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を介護予防サービス計画に記載しなければならない。この場合において、担当職員は、指定介護予防福祉用具貸与事業者より、当該利用者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て適切にその内容について情報提供しなければならない。◆平18解職通知第2の4(1)㉔ウ</p>		<p>福祉用具貸与が必要な理由の記録確認</p> <p>担当者会議の開催確認（意見照会は想定されていない）</p> <p>調査票写し確認</p> <p>主治医の意見があつたことを記録で確認できるか。</p> <p>福祉用具貸与と事業者への文書送付を記録で確認</p> <p>福祉用具販売が必要な理由の記録確認</p> <p>事例あるか。</p>
25	<p>□ 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。 ◆平18厚令37第30条第25号</p>		
26	<p>□ 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しているか。 ◆法第73条第2項、◆平18厚令37第30条第26号</p>		
27	<p>□ 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等、連携しているか。◆平18厚令37第30条第27号</p>		
28	<p>□ 担当者は地域ケア会議から、個別ケアマネジメントの事例の提供の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めているか。 ◆平18厚令37第30条第28号</p> <p>◎ 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議が介護保険法上に位置付けられ、関係者等は会議から資料又は情報の提供の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めることについて規定しているところである。地域ケア会議は個別ケースの支援内容の検討を通じて、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、指定介護予防支援事業者は、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力することが求められる。◆平18解職通知第2の4(1)㉔</p>		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
<p>3 介護予防支援の提供に当たっての留意点</p>	<p>□ 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように以下に掲げる事項に留意して行っている。</p> <p>◆平18厚令37第31条</p> <p>一 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。</p> <p>◎ 利用者の特定の機能を向上させることを目的とするものでなく、これらの心身機能の改善や環境調整などを通じて、利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう総合的に支援することを目的として行われるものである。◆平18解釈通知2の4(2)①</p> <p>二 利用者による主体的な取組を支援し、常に生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。</p> <p>三 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。</p> <p>四 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。</p> <p>五 サービス担当者会議を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に対する取組を積極的に活用すること。</p> <p>◎ 介護予防においては、利用者の生きがいや自己実現のための取組も含めて利用者の生活全般を総合的に支援することが必要であり、介護予防支援の提供に当たっては、介護予防サービスのみで利用者を支援するのではなく、利用者自身の取組や家族の支援、様々な保健医療サービスや福祉サービス、地域における住民の自発的な活動など多様な主体によるサービス担当者会議を通じて、それぞれが連携して提供されるよう配慮すべきことを規定したものである。◆平18解釈通知2の4(2)⑤</p> <p>六 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。</p> <p>◎ 上記は地域生活支援事業及び介護給付との連続性及び一貫性を持たせることを規定したものであり、指定介護予防支援事業者が地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者と連携を図るべきことを規定したものである。◆平18解釈通知2の4(2)⑥</p> <p>七 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。</p> <p>八 機能の改善の後についても、その状態の維持への支援に努めること。</p>	<p>適・否</p>	
<p>第5 基準該当介護予防支援に関する基準 1 準用</p>	<p>□ 第1から第4（第25条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。◆平18厚令37第32条</p> <p>H18改定関係Q & A Vol.2 問53 (実際の居住地が遠隔の場合の取扱い) 介護予防支援については、住所地の市町村において指定された介護予防支援事業者において行うことが原則となるが、</p> <p>① 当該住所地の市町村が、当該居住地の市町村の指定した介護予防支援事業者との契約により、当該介護予防支援事業者に介護予防支援業務を委託する方法。</p> <p>② 当該住所地の介護予防支援事業者が、居宅介護支援事業者への委託を活用し、要支援者の居住地の居宅介護支援事業者に介護予防支援業務を委託する方法などが考えられる。なお、①の方法による場合の費用負担については、両者の契約により行われるものであるが、住所地の市町村により当該介護予防支援に要した費用を負担することが考えられる。</p> <p>H18改定関係Q & A Vol.3 問20</p>		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>住所地の市町村が居住地において行われた介護予防支援は、基準該当介護予防支援と認め、特例介護予防サービス計画費（介護保険法第59条）を支給すると考えられる。</p>		
<p>第6 介護予防給付費の算定及び取扱い <法第58条第2項> 1 基本的事項</p>	<p>□ 指定介護予防支援に要する費用の額は、平成18年3月14日厚生労働省告示第129号の別表「給付費単位数表」により算定されているか。◆平18厚告129の一</p> <p>□ 指定介護予防支援に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号（厚生労働大臣が定める一単位の単価）に定める1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 ◆平12厚告129の二</p> <p>□ 上記により指定介護予防支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算しているか。◆平18厚告129の三</p>	<p>適・否</p>	<p>福知山市：その他区分 10.00円</p>
<p>2 介護予防支援費（1月につき）</p>	<p>□ 利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し給付管理票を提出している当該事業者について、所定単位数を算定しているか。 ◆平18厚告129別表イ注1</p> <p>□ 利用者が月を通じて、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合に、当該月について介護予防支援費を算定していないか。◆平18厚告129別表イ注2</p>	<p>適・否</p>	<p>左記事例【有・無】</p>
<p>3 初回加算</p>	<p>□ 事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対して、指定介護予防支援を行った場合、1月につき300単位を加算しているか。◆平18厚告129別表ロ注</p> <p>H27改定関係Q&A Vol.454（介護予防の初回加算について） 問189 介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントを受けている者が、介護予防支援に移行した場合、初回加算は算定できるのか。 → 要支援者又はチェックリスト該当者に対して介護予防ケアプランを作成することは、要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であることから、初回加算を算定できるのは、留意事項通知に示す、新規で介護予防サービス計画を作成する場合である。具体的には、過去2月以上地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合には算定が可能である。</p> <p>H21改定関係Q&A Vol.1（「新規」の考え方） 契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去2月以上、当該介護予防支援事業所において介護予防支援を提供しておらず、介護予防支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合を指す。</p> <p>H18改定関係Q&A Vol.2 問9 （要介護者から要支援者に変更となり、従前の居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて新規に介護予防サービス計画を作成する場合） 算定可能である。</p> <p>H18改定関係Q&A Vol.2 問10（事業所の変更） （介護予防支援業務を委託している居宅介護支援事業所の変更） 委託された居宅介護支援事業所が変更になっても、当該介護予防支援事業所として初めて当該利用者を担当するわけではないので、算定することはできない。 （転居等による介護予防支援事業所の変更） 転居等により介護予防支援事業所が変更となった場合については、</p>	<p>適・否</p>	<p>算定【有・無】</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>介護支援事業所としては初めて当該利用者を担当するわけなので、初回加算は算定可能である。</p> <p>H18改定関係Q & A Vol. 2 問11(契約継続中で初めての給付管理) 「新規」とは、初めて給付管理を行い、報酬請求を行う月について適用するものであることから、算定可能である。</p> <p>H18改定関係Q & A Vol. 2 問12 (契約期間終了の翌日からの再契約) 初回加算については、実質的に介護予防支援事業所が、初めて利用者に対する対応を行う際に、その手間を評価するという趣旨であるので、契約が実質的に継続するようなケースについては、算定することはできない。</p>		
<p>4 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算</p>	<p>□ 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に、300単位を加算しているか。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。◆平18厚告129別表ハ注</p> <p>◎ 利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定できる。◆平18留意事項別紙1第2の12(2)</p>	<p>適・否</p>	<p>算定【有・無】</p>